

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

### 学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入しなければなりません。保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約118万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することができます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求ができます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の

年金額には反映されません。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

※毎年度申請が必要となります。

**対象** 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象校になる場合があります。

**手続き** 市民課へ学生証（写）または在学証明書・年金手帳・印鑑を持参してください。

また、50歳未満の学生でない方で、保険料の納付が困難で、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することができます。

**問合せ先** 市民課

☎ (275) 6241

**学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付**

平成30年度の学生納付特例の承認を受けた方で、平成31年4月以降も引き続き在学予定であることをあら

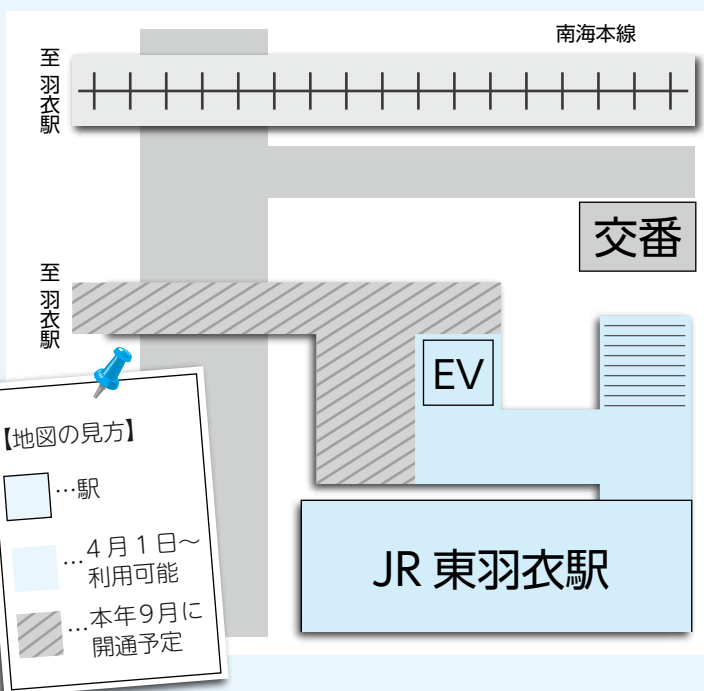
# JR 東羽衣駅前の ペデストリアンデッキが完成します。



羽衣駅前地区市街地再開発事業に伴うJR東羽衣駅前のペデストリアンデッキが3月末に完成します。

ペデストリアンデッキには、新たにエレベーターが設置され、駅前から改札口までのバリアフリー化が完了し、4月1日からご利用いただけます。なお、再開発ビルを經由して南海羽衣駅を結ぶペデストリアンデッキ全体は本年9月の開通を予定しています。

**問合せ先** 駅周辺整備課 ☎(275)6410



はじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって平成31年度（平成31年4月～平成32年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

**問合せ先** 堺西年金事務所

☎ (243) 7900

## 国民健康保険

### 国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入の昭和19年4月2日～6月30日生まれの方で、国民健康保険で人間ドックを受診される場合は、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健幸づくり課までご連絡ください。

※75歳を迎えられる方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診可

**問合せ先** 健幸づくり課

☎ (275) 6374

### 申請による 後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認められた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは：国民年金法等における障害年金1・2級、身体障害者手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは、後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。（撤回届の提出により、身体障害者手帳等や障害年金受給資格等が無効になることはありません）

**問合せ先** 健幸づくり課

☎ (275) 6392

		住所	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成31年度 上半期 くみ取り日程	取石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47)		1(月) 15(月)	<sup>4</sup> 30(火) 17(金)	1(土) 15(土)	1(月) 13(土)	<sup>7</sup> 30(火) 16(金)	<sup>8</sup> 30(金) 13(金)
	取石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目		2(火) 16(火)	2(木) 20(月)	3(月) 17(月)	2(火) 16(火)	<sup>7</sup> 31(水) 17(土)	2(月) 17(火)
	取石 4丁目～7丁目		3(水) 17(水)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	3(水) 17(水)	1(木) 19(月)	3(火) 18(水)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	千代田 1丁目～6丁目、綾園 7丁目 東羽衣 4丁目(1～7)		4(木) 18(木)	8(水) 22(水)	5(水) 19(水)	4(木) 18(木)	2(金) 20(火)	4(水) 19(木)
	高師浜 1丁目～4丁目、羽衣 1・3丁目、東羽衣 1・2丁目 東羽衣 3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)		5(金) 19(金)	9(木) 23(木)	6(木) 20(木)	5(金) 19(金)	3(土) 21(水)	5(木) 20(金)
	東羽衣 3丁目(1～12・18)・4丁目(12)・5丁目(1～7・9～19 21～25・27・28)・6丁目・7丁目		6(土) 22(月)	10(金) 24(金)	7(金) 21(金)	6(土) 22(月)	5(月) 22(木)	6(金) 21(土)
	加茂 1丁目(5・8～10・12・13・16・17・19)		8(月) 23(火)	11(土) 27(月)	10(月) 24(月)	8(月) 23(火)	6(火) 23(金)	7(土) 24(火)
	加茂 綾園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)		9(火) 24(水)	13(月) 28(火)	11(火) 25(火)	9(火) 24(水)	7(水) 26(月)	9(月) 25(水)
	綾園 2丁目(9～23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)		10(水) 25(木)	14(火) 29(水)	12(水) 26(水)	10(水) 25(木)	8(木) 27(火)	10(火) 26(木)
	綾園 2丁目(2～8)・6丁目(1・7～11・13・22・23)、 加茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)		11(木) 26(金)	15(水) 30(木)	13(木) 27(木)	11(木) 26(金)	9(金) 28(水)	11(水) 27(金)
	取石 2丁目(37) 加茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11) 西取石 1丁目(1・2・4・10～15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)		12(金) 27(土)	16(木) 31(金)	14(金) 28(金)	12(金) 29(月)	10(土) 29(木)	12(木) 30(月)
	取石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25)、 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)							

**問合せ先**  
生活環境課  
☎(275)6266

## 各種

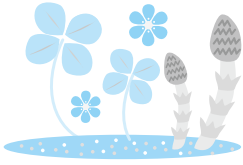
### 高石市自殺対策計画（素案）にかかるパブリックコメント

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざして、高石市でも自殺対策計画の策定に取り組んでいます。その素案について市民のみならずのご意見を募集しています。

**閲覧期間** 3月18日まで

**閲覧場所** 市役所および市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

**意見提出・問合せ** 3月18日までに（必着）住所・氏名・年齢・電話番号・ご意見を記入し、地域包括ケア推進課へ持参または郵送、FAX、Eメール [T592・8585（住所記載不要）、F（267）1160、FAX：（265）3100、Eメール：chihokatsu@city.takaishi.lg.jp]



### 固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

**縦覧期間** 4月1日～5月31日（土・日曜日、祝日は除く）

**縦覧場所** 税務課固定資産税係

**縦覧できる方** 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

**必要なもの** 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等

なお、家屋新增築または地目交換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

**問合せ先** 税務課

☎（275）6109

## 相談に乗るとお金がもらえる！？ 消費生活センターだより

Consumer service center newsletter

### うまい話に惑わされないで

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目にとまり、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の80万円を支払うためには連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」と言われ、母親のクレジットカードを無断で持ち出しポイントを購入した。何度もロック解除に失敗したため、結局25万円も使ったが、お金はもらえていない。返金してほしい。（中学生 女性）



見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要求されることになります。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、消費生活センターへ ☎（267）5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00～16:45  
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

## 平成31年度分の 無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方へ、平成31年度分の無料普通ごみ処理券を送付します。

なお、本市に住民票を移されていない方には、無料普通ごみ処理券は郵送されないので、印鑑と居住していることがわかる書類（住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの）を持って、生活環境課で交付申請をしてください。

### ■注意ください

- ・平成30年度の無料普通ごみ処理券（青色）を使い切らずに残された場合は、日用品との交換を予定しているため、残ったシールは捨てずに必ず保管しておいてください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。
- ・普通（可燃）ごみ以外には、シールは必要ありません。

問合せ先 生活環境課

☎ (275) 6266

# みんないっしょに生きる社会を まっぼっくり

## SDGs (エス・ディー・ジーズ) の報告②

先月号に続き、2015年に国連総会で採択し、2030年までに国際社会が一丸となって達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」の調査結果の目標について紹介します。

■目標7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

2016年の時点で、ほぼ10億人が電力を利用できず、毎晩、暗闇の中で過ごしています。

■目標8 働きがいも経済成長も

全世界の若年失業率は成人の3倍以上あります。

■目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

全世界の炭素強度は2000年から2015年にかけて、付加価値1ドル当たり二酸化炭素換算で0.38kgから0.31kgへと、19%の低下を示しています。

■目標10 人や国の不平等をなくそう

2010年から2016年にかけて、データが入手できる94カ国のうち60カ国で、最貧層40%の所得が国民全体の所得よりも急速に成長しています。2017年に記録された送金総額6130億ドルのうち、低・中所得

国への送金額は4660億ドル（速報値）となっています。

■目標11 住み続けられるまちづくりを

都市住民の10人に9人は、汚染された空気を吸っています。

■目標12 つくる責任つかう責任

2018年までに、計108カ国が持続可能な消費と生産に関する国内政策等を策定しています。

■目標13 気候変動に具体的な対策を

ここ5年間の地球の平均気温が過去最高となっています。2017年の時点で、災害に起因する経済的損失は3000億ドルを超え、近年でも稀に見る大きな損失となっています。原因の一つとして、北大西洋のハリケーンによる被害が史上最大規模に達したことが挙げられます。

■目標14 海の豊かさを守ろう

保護を受ける海洋生物多様性水域は広がりを見せており、重要な海洋生物多様性水域は2000年の30%から2018年の44%へと拡大しています。

■目標15 陸の豊かさを守ろう

地球上の植生被覆面積の約5分の1は、1999年から2013年にかけて、一貫して生産性の低下傾向を見せ、10億人以上の生活が脅かされています。

■目標16 平和と公正をすべての人に

全世界で、有罪判決を受けないうまま拘束されている受刑者の割合は、過去10年間でほぼ横ばいとなっています。

■目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう

2016年の時点で、固定系高速ブロードバンドを利用できる人々の割合は、開発途上国の6%に対し、先進国では24%となっています。

最後に、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年夢洲で開催される大阪・関西万博では「持続可能な開発目標（SDGs）が達成される社会」と「日本の国家戦略 Society5.0『狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会』に続く5番目の新しい社会（超スマート社会）』の実現」をめざすとされています。

人権推進課

☎ (275) 6279